

リスク分担表（氷見市民プール・トレーニングセンター、氷見市B&G海洋センター）

種類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う経費の増	協議により定める	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	<input type="radio"/>	
周辺地域・住民への対応	地域との協調	<input type="radio"/>	
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等	<input type="radio"/>	
	上記以外の事項	<input type="radio"/>	
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	<input type="radio"/>	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更	<input type="radio"/>	
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制度の変更	<input type="radio"/>	
	上記以外の税制変更	<input type="radio"/>	
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議により定める	
不可抗力	不可抗力（地震、台風、豪雨、洪水、火災、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない、自然的又は人為的な現象）に伴う施設・設備の修復及び指定管理業務の継続不能	<input type="radio"/>	
	上記の要因により、施設を避難所等に使用することによる指定管理業務の継続不能	<input type="radio"/>	
	新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営業務の中止等	協議により定める	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	<input type="radio"/>	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの	<input type="radio"/>	
資金調達	市から指定管理者への支払遅延によって生じた事由	<input type="radio"/>	
	指定管理者から業者への支払遅延によって生じた事由	<input type="radio"/>	
施設又は設備の損傷	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの	<input type="radio"/>	
	施設又は設備の設計・構造上の原因によるもの	<input type="radio"/>	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（1件100万円未満）	<input type="radio"/>	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上記以外）	<input type="radio"/>	
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合	<input type="radio"/>	
	上記以外の事由により損害を与えた場合	<input type="radio"/>	
セキュリティ	警備の不備による情報漏洩、犯罪発生等	<input type="radio"/>	
樹木の管理	樹木の適切な管理	<input type="radio"/>	
芝生の管理	芝生の適切な管理	<input type="radio"/>	
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	<input type="radio"/>	

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議のうえ決定します。

リスク分担表（水見市運動公園）

種類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う経費の増	協議により定める	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		○
	上記以外の事項	○	
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議により定める	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
資金調達	市から指定管理者への支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者から業者への支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（10万円以内の軽易なもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
樹木の管理	樹木の適切な管理		○
芝生の管理	芝生の適切な管理		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議のうえ決定します。